

和泉市若年者在宅ターミナルケア支援事業

和泉市では、若年のがん患者の人が住み慣れた自宅で、自分らしく安心して日常生活が送れるよう在宅サービス利用料の一部を助成し、患者さんご家族の負担を軽減します。

●対象者 ①～③のすべてに該当する人

- ①18歳以上40歳未満の和泉市民
- ②がん患者で、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態（がん末期）に至ったと判断された、在宅生活の支援及び介護が必要な人
- ③他の制度において同等の助成または給付を受けることができない人

●サービス内容

*令和6年4月1日から④居宅介護支援が追加

- ①訪問介護（ホームヘルパーサービス）
 - ・身体介護（食事、清拭、入浴、排泄、体位変換等の介助等）
 - ・生活援助（調理、洗濯、掃除、買物、ベツトメーキング等）
 - ・通院、外出介助
- ②訪問入浴介護
- ③福祉用具貸与
車いす（付属品含む）。特殊寝台（付属品含む）、床ずれ防止用具、体位変換器、歩行器、歩行補助杖、手すり（工事を伴わないもの）、スロープ（工事を伴わないもの）、移動用リフト、自動排泄処理装置
- ④居宅介護支援
居宅サービス等と利用に関する相談やサービス利用のための居宅サービス計画の作成

●助成額

- ①訪問介護 ②訪問入浴 ③福祉用具貸与
 - ・1か月あたりの在宅サービス利用上限額 6万円（サービス利用料は、いったん全額負担いただき、その後利用料の9割相当額を助成します。和泉市からの助成額は最大5万4千円になります）
- ④居宅介護支援
 - ・1か月あたりの利用上限額 2万円（全額を助成します）
 - ・サービス利用上限額を超える利用料については、自己負担になります。



申請窓口・お問合せ先：和泉市健康づくり推進室（和泉市立保健センター内）

〒594-0071 和泉市府中町四丁目22番5号 TEL：0725-47-1551

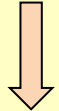
●申請の手続き

1. **申請** 以下の書類を和泉市立保健センターの窓口で申請

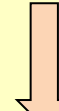


- ①和泉市若年者在宅ターミナルケア支援事業利用申請書
 - ②和泉市若年者在宅ターミナルケアに係る意見書（医師の意見書）
- *医師の意見書の作成料は自己負担となります。

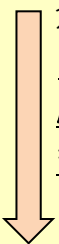
2. **利用決定通知** 申請内容を審査し、決定通知書を郵送します。



3. **サービス利用** 介護サービス事業者と契約を行い、サービス利用を開始してください。



4. **サービス利用料の支払い**

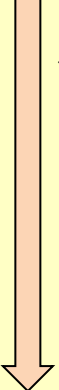


介護サービス事業者に請求された利用料をいったん支払い、①領収書と②サービス内容・日時・利用回数・金額が記載された明細書を必ず発行してもらってください。
居宅介護支援を利用した場合は居宅サービス計画（様式 8、9）を必ず発行してもらってください。

*請求時に必要になります。

5. **サービス利用料の請求**

請求書と領収書、利用明細書を和泉市立保健センターへ提出してください。



- <提出書類> ①和泉市若年者在宅ターミナルケア支援事業助成金交付請求書
②サービス利用をうけた事業所の領収書
③サービス利用をうけた事業所のサービス内容・回数・金額が記載された明細書
④居宅介護支援を利用した場合は居宅サービス計画（様式 8、9）

*サービス利用料から自己負担額を除いた額が請求額になります。

*同一年度内であれば、複数月まとめて請求することも可能です。

6. **審査・助成金の支払い**

申請内容を審査し、指定の口座にサービス利用料を振り込みます。

*書類等に不備があった場合は時間を要しますのでご了承ください。

*申請書等に虚偽の記載があった場合は、助成金の返還を求めることがあります。